



給与等の支給額が増加した場合の
法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		業 種		法人名					
適用可否						3	(可の場合：「1」)		
							G03		
控 除 額 の 計 算									
税 額 控 除 限 度 等 の 計 算	令和8年3月31日以前に開始した事業年度年度の場合	第1項適用の場合	(14) $\geq 4\%$ の 場 合 (0.05、0.1又は0.15)	23	G30				
			(18) $\geq 10\%$ 又は(15) = (17) > 0 の場合で、 かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.05	24	G31				
			プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを 取得している場合 0.05	25	G32				
			税 額 控 除 限 度 額 (22) $\times (0.1 + (23) + (24) + (25))$ ((14) < 0.03 の 場 合 は 0)	26	G33				
		第2項適用の場合	(14) $\geq 4\%$ の 場 合 0.15	27	G34				
			(18) $\geq 10\%$ 又は(15) = (17) > 0 の場合で、 かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.05	28	G35				
			プラチナくるみん又はえるぼし3段階目 以上を取得している場合 0.05	29	G36				
			特 定 税 額 控 除 限 度 額 (22) $\times (0.1 + (27) + (28) + (29))$ ((14) < 0.03 の場合は0)	30	G37				
		第3項適用の場合	(7) $\geq 2.5\%$ の 場 合 0.15	31	G38				
			(18) $\geq 5\%$ 又は(15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の 場 合 0.1	32	G39				
			くるみん又はえるぼし2段階目以上を取 得している場合 0.05	33	G40				
			中 小 企 業 者 等 税 額 控 除 限 度 額 (22) $\times (0.15 + (31) + (32) + (33))$ ((7) < 0.015 の場合は0)	34	G41				
	令和8年4月1日以後に開始する事業年度年度の場合	第1項適用の場合	(14) $\geq 5\%$ の 場 合 (0.05又は0.15)	35	G48				
			プラチナくるみん又はえるぼし3段階目 以上を取得している場合 0.05	36	G49				
			税 額 控 除 限 度 額 (22) $\times (0.1 + (35) + (36))$ ((14) < 0.04 の場合は0)	37	G50				
		第2項適用の場合	(7) $\geq 2.5\%$ の 場 合 0.15	38	G51				
			くるみん又はえるぼし2段階目以上を取 得している場合 0.05	39	G52				
			中 小 企 業 者 等 税 額 控 除 限 度 額 (22) $\times (0.15 + (38) + (39))$ ((7) < 0.015 の場合は0)	40	G53				
	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)				41	G25			
	当 期 税 額 基 準 額 (41) $\times \frac{20}{100}$				42	G26			
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((26)、(30)、(34)、(37)又は(40))と(42)のうち少ない金額)				43	G27			
	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の⑰」)				44	G28			
	当 期 税 額 控 除 額 (43) $-$ (44)				45	G29			
前期繰越	分	差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (42) $-$ (43)		46	G42				
		繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (別表六(二十四)付表一「25の計」)		47	G43				
		同 上 の うち 当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 ((46) と (47) の うち 少 ない 金 額) ((4) $\leq$ (5) 又は (5) $= 0$ の 場 合 は 0)		48	G44				
		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別 表 六 (六) 「 8 の ⑱ 」)		49	G45				
		当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (48) $-$ (49)		50	G46				
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (45) $+$ (50)				51	G47				

別表六(二十四) 令八・四・一以後終了事業年度分